# 鐵網録

二ツ合

特別
イ4
1919
16

176323

○西金五十

畫家狩野光信の鑑れを出す西金五十と称する者あり西金とは人西土に多くあるを少うして秘蔵の言なりと洞富雑記の云しハ西とハ帶土をさし金とハ金代のこと五十ハ廣く生人と云めし狩野家の所鑑を傍觀まゝに畫法と等合とを以て西金と称して人人のあるものと云ふ今試る狩野家鑑れの文を載す白許魯二丹像跋一逸者所西金五十云者事在十一月四日

38- 8845

若宮院惟仲押と号する人の笑へ許衡八元人の
に金人の畫あるもまや飾る文言ることなり　伊予夫法

○門松のこと

正月門松を設ることは諸家共例八年始を
七五三の日なるべし十五日迄家も家も花奇の振
る候文候肥前の作嘉候番馬の宗氏金家も同し
事印葉る候岩博氏なども同し又宗氏八門内に松
飾あるこの玄関の方を正面に向けも主松を用る所樹を
用の金こう家へ樹の枝を竹とを立て松を用ひす是へ
去例の沿あることも又平戸佛六の所家なへ戸あり
十五日飾を立てこう又大坪の神門松も上とへ異る

ようこと為也今こいこと為ものこと家候の門松へ故実あ
つて寸五日立くることを示す地飾ものるへ姫路候の家
中ともと最上候の仕なる本城氏八松八常のめく樹と
まくる不立事なれしと雖ものこと計ることへ皆門松を
樹へなる計ることを為ありとの古例とこの
又四方ものこと名波家と仕なる力丸氏の門松の
一方計ることを名波家と云なるへ不波氏なる上の横井なけ八
付こ飾もなし是もまた樹こけて為ものこと
所の生例と云又直参家の曾根内匠八竹を切ます
中なしの枝をこう長きまこと云て去年の
をつくこと樹こ結の用ひ又佐井候こ

門松等是も何国所の風俗なるや御教示ぞ
の家毎に門松等を立てるは何の為なるや
家々老の家なんへ古きわけもあることなれども
是何の祝賀なるや門松を正面に立てるは
の不吉と云表非なりと又金う花くるの上に
小枝の一二方り大根買めなる家と所謂私宮なる
みるも皆内向きなる三方に生前道は春山の風光巻
以大月日なる徒遂あるに私宮の業を押時を日を
つやうなるしいうることなるやうなる宮の中
なる書を改めるあるの高氣となるべし 今上

日日記

申年春三月十六日の寅刻小紀州の人三十六人
一とも加へる行き向て紀州のこと話しとき平生
ことなんハ日記者平寺を往見とし又道年
寺ハ七もあんど日記ハ名のみなるなくなるめを
き平生宮本実雄のお使ひ等もまた紀ハ行
しと言ふ者道年寺のことを問くハ寺の当
きなるあるて門前を日記なるなるなるなる
の子孫皆田とする芳川なるしと云田の事
と能塚とて一里ばかりのことなるあり又八日日記
川といふの寺なる加治とて小松原村と云堤
る流ひ流る川なるて慎ハ十間もあるなる

[illegible]ども[illegible]ける往[illegible]すべけんども
[illegible]ハやゝ[illegible]りの[illegible]ことを[illegible]ける[illegible]寺
ハ[illegible]ゆゝ[illegible]ゆくれんゞ[illegible]の[illegible]
べし又[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]満[illegible]
[illegible]の[illegible]
と[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

○澤庵書

[illegible]の[illegible]寺[illegible]澤庵書[illegible]ことあり[illegible]役

寺領の[illegible]毎[illegible]役寺[illegible]門[illegible]を守[illegible]
[illegible]澤庵[illegible]徳[illegible]献[illegible]
[illegible]ハ[illegible]又の[illegible]
[illegible]澤庵[illegible]
寺を[illegible]人[illegible]
守[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]寺[illegible]を守[illegible]
[illegible]澤[illegible]
[illegible]の[illegible]

○栄蔭大夫

先年自門陣の内外とも一同大変あることあり栄蔭朱
タ隠居をゝんす在江戸の時分元帥を以て生来
ること柳の歯を引うめ尋て家老入出府す栄
命悦ます對面して悦色あり移を初まりてより
ますゝます〳〵言上して伊細谷えに申けり後
じへまゝやうゝと尋しうん家老蔵し閉ヒ
しまをも言出てあり〳〵栄蔭傳の硯引より
一首の狂歌をまゝ夫を投ぜして奥へ入られ
でんかくの事く思ふ心うう
情なうへる味治をつけるゝ

家老こんをゝ思て安心して其を過きしと云この心方
を悟らんしハ死者のとき小心さい立ゝのちゝを
銭言せす用言ーして也なるゝ子のを怒めんし
ちゝぐし又家老あるゝ恐怖せハもしや切腹
ちどすまてきるも死まゝを生涯宣ようわさと
戦あを吟せんしちゝぐし死ちも角のも不凡
の人ちゝあや 以上

○輝政の禮度

池田輝政三左衛門殿祖父緑とゝゝ毎日上ゝゝハ
麿も下の方ゝ永井伝八郎とゝ者ハ栄蔭の父勝
を討候人ゝ夫の子義面いかし迄と云祖父さゝ

逆徒許あり因て初て第四の人を思ふに父を
討たるし敵なれば第四のうへ（仇うちんと思ひ
そなたを輝政先祖義を正しくしてより先年
父孫八を長久寺にて討たいしとき信の事を
つゝ得と生捕を親せよ候ゝ父討死の
ゝ結果あく逆ゝ少せ玉へとなく八永井氏ゝ依
と孫八生ゝのゝきゝ生捕なんべ輝政
渡しゝあるさて奉行の如ゝ存ゝ
おんちのゝ又祖ゝ永井ゝ
父討死ゝ捕ゝ武士取さる捕
のゝをかく討ゝのゝ
父の面目ゝもくべかれ祖ゝ
肯し玉ひて万石の列ゝ
ハ立ゝ石谷の来ゝ

○大臣の法憂

命祖御宅の家ゝ
藤井ゝ
ゝ在世の中ゝ
あゝき
ゝゝ生ゝ別ゝ
答ゝ大臣又ゝ
と神祖再ゝ
給ゝ仕ゝ

所の往生セントと言伝聞し給へば
うまず即御吹聴遍き改宗して天慶位の中
とて後法前に出てそのうを立て神祇
表ひ玉ひしとて言う所の御弱
所を舞らむこの如き遠で貴人
仏事をなすの例なを行ふ例
涙を催さしむ今上

○弱腰和

天皇の書籍を什寶弱和を見
この西山義仏の所也と云一所を家とし山在
世に北斗を書用せんしと願意なるべし所

小弟より唱歌し給へ千詞
歌 蓮の葉ふ中とみる元へ彼加の後うの義や
和 千ときき鐘とんむ出そのとこう十仮下や
とざん濃うなひ給ひしとて西山を老已せとん
しなのるるるや書籍寺及彼公家の医
所云ふと中又歪の所をなるの公の年的の
卑僕あり隨後年ふし彼ん所なて鄭義
せんは板ふ出は公の出り毎ふ以ふ隨
ふう隨を雖のふ仏も仏をもの中さる
あるるるんとう所ふきいうくしての
公の月前に出ふ公の中しんを伝もと義

逐ちて紙を[illegible]即ち[illegible]死[illegible]久昌寺
の公の母[illegible]惜めよと命ずるに年月を経て[illegible]
枯髏を抱出さるに頭に貧を[illegible]金帛を施し[illegible]を為
さんし世是を彼の僧の未心潛[illegible]死不変
の恵徳を感じ[illegible]
又[illegible]の[illegible]公の[illegible]
殘る美[illegible]寺の寄[illegible]云々上

○藍喬水中嗽瓜

藍喬字子升、循州龍川人、潮人吳子野遇之於京
師、方大暑、同登汴橋買瓜、喬曰、塵埃汚瓜吉与
子入水中嗽爾、因持瓜蹈身入於河、吳注目以視、
時〻有瓜皮浮出水面、嚼迹儼然、至夜不出、吳往
候其邸、則已酣寢鼻息如雷、徐開目云、渡中
待子食瓜久之不至何也、吳始知喬已得道、再拜
愧謝遂與執贄 華夷珍玩考

○戈法

太宗学雲世南隷書每難於戈法、一日書曷遇戢字、
召雲世南問宅其戈以示魏徵〻〻曰仰窺聖作
内戢字戈法遍真章賞之鑒識 仝上

○飛白

飛白書始於蔡邕、在鴻都学見匠人施堊帚
遂創意為、梁子雲能之、武帝謂曰、蔡邕死

而不白、義之白而不飛、飛白之問在卿斟酌耳 今上

○一瓜斬三妾

曹操一日盛夏、間宴諸官於水閣酒到半酣、喚侍妾用玉盤進瓜、其妾將瓜列於盤中、低頭以進至操前、操問曰、此瓜極熟、操大怒、問曰賤妾知五意否、妾曰、不知、喝武士推出斬之、坐客莫敢問其故、操再呼別妾進瓜、群妾皆驚、數內一妾頗聰明、遂乃整容捧盤以進、雙目只顧盤內之瓜、操問曰、此瓜熟否、妾對曰、不生、操大怒、喝武士斬之、再呼進瓜、衆妾見斬二妾誰敢近前、數內一妾名蘭香、通詩書知音律、操甚愛之、衆妾皆推蘭香、令

乃双手捧盤齊眉而進、操問曰、瓜味若何、妾对曰、甚甜、操一手推盤於地、大呼武士速斬之、坐客面如土色、皆拜於地曰、不知也、操曰、公等安席而坐聽作其罪、前二妾為斬之者、久在堂中聽其使喚、安不知進瓜必須齊眉而捧盤耶、五問之皆用口字對答、斬其愚也、蘭香之來未久、極聰慧、高捧其盤而進、以其甚甜合口字答之、足知五心地但得高捧其盤之矣、何得以合口字切五心耶、五用兵之人、故斬之以絶其患、令上

○帝竹

貢丘帝竹、一節為船 令上

○合歓茉

番禺有茉、四葉相對、夜合晝開、名合歓茉 仝上

○蚊子樹

有樹如冬青、實生枝間、形如枇杷子、每熟即拆裂、蚊子羣飛、啄皮殼而已、土人謂之蚊子樹 仝上

○爭春館

揚州軍迹曰、太守園中、有杏花數十株、每至燗開、張大宴一株令一娼倚其傍、主館曰爭春、開元中宴罷夜漏人或聞花大歎聲 仝上

○鵞毛魚

東海集鵞毛魚不用網罟、夜二人乘一小艇張燈艇中魚見燈光輒上艇、須臾而盈、多則減棹、否則艇不能勝矣 仝上

○墨猪

王逸少云、凡字多肉微骨、謂之墨猪書法 仝上

○不炭木

荆山圖云、徐無山、出不炭之木、其木色黑、似炭而無葉 仝上

○山易の迹

[illegible]一日余[illegible]と曰く、山易の迹[illegible]と曰く、[illegible]の十二の[illegible]牛云々の如く、[illegible]

はせん歌を吟ずしは即ち余の先考なり先考は荷庵と
と通称し名は載世なり大車流を石橋といひ長方の
産なり中ごろより医を業とし文久
二年壽六十八をもて本郷に歿せり初め医を学ぶ師
を実不及斎改の学なりと云ふ後ち小林
林の塾なるのいて塾の先輩なりなる山易方めて惟
を享けるの下にて小林と年往来し郎ち小林京師に
赴くに山易の門生加茂なる者集りて歓
の宴をなすあり宴の集まるや例として各々その
日録を懐ろにして以て之を茶席なる山易
の大坂なる時小林の門生加茂亦後れじのため

一而して小林の門生加茂なる者なる山易の
宴なるを聞うるといふ雲と山易を大いに
怒り歓迎すること先考と共に小林京
師に赴きしことあり先考の名を
屋と共顔恪なるを参で福地生業の即ちこれなり
と改めて本郷の猟事を先考席をすくめて山易
の言を聞き我邦の文物大抵支那を来れりと論
するをこれ思ひのまま和歌も文那を来れりと
山易未だ言ふを知らず先考曰く論ずるいは
ずや「刈馬牛」の喜べて曰く人の言ふを先考のと
我れ猶ほ「もし」と一度共に山易曰く然り

白七寸ばかりなる物を手にもち海ばかりこれを知る歟と先考沈吟
の間山鳥即ち羽をつぶきて四方に走り去りぬ夏五月
鄭伯あり鄭を克つと此ころ天満の廟祝に甚を呼
ぶ先人ありて名の国字なるをもりき山鳥徒を之を行の
ことあり先考ふかく陋ひ行きそこの老人山鳥の徒を
問ふに年漢字の集りすることせて宮の名詩歌を
と之を漢字に天照皇太神八幡大菩薩のかき四言
て漢字にかきかの神のかたちくもりなる詩言を以て之を
称せる若し此のめくらしに出ずして数年の後終な
春日大明神はシニシッ大明神と之を明を胸を拍ちて其の庇を称し先考

を顧みて汝も亦此中に生れ出ずるシニシットなる
らむと先考一言なりて時春の中に手やと先考を
ゆえ以ゆるに考人の説の国語はいかなる事ぞ頼先
生の之を潜して指ることを怪もべし是人に陽な
は之を潜して陰うを命ずる之を物けるを知ることあ
らざるを如何ぞと乃ち喩を容れて四言詩言雅用
の解説を支るの説のあきらかなるものなり愚も又之を恨す
ることを久し頃ろ歌一首を呼ぶ次て四言の用を心
めむと朝夕ふるふ歌を思ひ「みくるまを後みて」と
いふ

はるといぶのたつうくちなけのほことそ

[illegible]

と風流数段[illegible]謂の所を[illegible]先考曰く

「みくるぶみ」は三回[illegible]即ち[illegible]の長紙

帝を執て長杉樹[illegible]

[illegible]毛弾又正[illegible]

山島先考を[illegible]曰く考人朴直素[illegible]

一[illegible]

座[illegible]

を[illegible]先考の江戸[illegible]

[illegible]一[illegible]太公望釣図の

[illegible]文王載渭帰、一竿風月[illegible]、想君牧野

鷹揚[illegible]、夢在磻溪口釣磯

の[illegible]の[illegible]先考

之を服さ[illegible]曰く[illegible]

[illegible]太公望は磻溪[illegible]

[illegible]太公望の心

[illegible]伊甲を[illegible]

幡然應聘出幽栖、抛却平生手裡犁、寄語

郷隣休泣餞、早天化日有雲霓

と因て[illegible]

[illegible]作と比倫

[illegible]伊甲の心[illegible]

[illegible]と、山島の[illegible]先考[illegible]

とも謂ふべきか（ひのもの）の古宜き去村迂田ちうしの
かりもんを基くちう宮を一詩あり（いも）
三十六湾に接湾、舳艫四畫白雲多、洪濤萬
里崑崙國、一枝芙蓉城山
山易之を見たりしとき感賞したまふさうしといふ而
山易も亦たまたまを天の海の海を雲耶山耶兵
耶城耶兵兵兵兵集まる一枝の絵を然し其の一詩
後中の感を行ふ其の一時傳聞の書ること
嘗きの一首の大公の作もるこしとうえ
先考は特に一書を裁し之を山易に和寄す其の意
ろ〳〵苦しい事を行ふ一首篇の心を感し合い

而る後に敢て先生の吟を特かふる勇を動もす
ば喙を大家の巨製を容る僧侶の罪固る免れさる
所なることを知る然れども特を賀し益を与へ（侯）の
道を諸侯に説く先生の天を海の沿往きる先生の
也るのあり口を極めて称揚せし迂田の一絶を浮
意甚多れ者なるの如きの如き何の如き如の十方
の詩を服さいるや久しき何の如き如の十方
或の星縦ひ天明の拭の拭の支那とお能る蒼
の山何の縁もか思み初めを知る況や天草洋は
地特に田設し支那を思ふ況や天草洋は
其の長城を思ふ思ふの間に在ることもも

ゆう潟の宝耶山耶美耶他の言葉、その何の得
まるを知らず、ただと申て山鳥の通る谷のみ無
かりしとぞ。先考の世のまつの学問数年あまい金
の家の花りしが金箔を糊塗(ニヌリ)の陰ちぶを失ひ今
八見えずと　十二文家の内　鶴山翁

○ほたるきゝのこゑ

一人まつ鶴やのともし火、さしからぬつまどの口、
三ケ月の影、うゝまやぶ梅の糸、まちの糸、
はこうにの糸、あり代うゝや、うきのくびアド
まをうめん志ゐろのひぎ、ちよの前の梅、雪
ぐんのむしの後、一休のうぶつらゆきぐの哥書、

えんどうやのまゝ、清四のはう江のうゑづくし
五月雨のつたのはう江の名を書し
みえぬものゝ形を風きり

○四位の上を死まるこの武士(ニヌ)

横田甚五郎の甲冑軍鑑を書し横田甚五郎宗父
八原美濃守善父八横田備中守ゝ八十の名ゝ名為
まて敗ゝ老ゆるを恥し時語代の士とも拔らて拔ゝヤ
ゝ〳〵と沸果敗ゝものゝ一度八神社死をとゝそ
候ひしゝ涙とせゝ云ひけるゝ新八甚五郎宗つ瞋
目して敗ゝ呼ゝ絶ゝ拔るゝしゝ、フト目を見
開ゝ此と自眼で睨ず士の道をひらとる者共哉

討死とハ我子なれど若年の比より強敵を靡け心のまゝ
の働きもなさず今此世の上にて心静に死する是ぞ士の討
死なりと云ふべき也すな謂ふ所ハ討死の事ぞ本歳
ろあらすと云ふ事ぞ其のまゝ過絶けりとなり 甲子夜話

○百合花

狩野宗川院法印曲一條家にて席画の折からある人一首歌
為ありの白木箱を納めしを懸けて第に何なりとも一筆
と所望ありけれバ乃ゆりの花を書きもて絵かきし
となる合と云ふ心のあれ思案しハはなくきになりけり也

日上

○蓄妾便法

林子曰く今より三代前の秋元但馬守御役を勤
めて一度引又再勤せし人也妾の年齢廿歳に満る
と手に申して縁付けさするの事也ある年し
我人も手扱なしとの事ハ人情ハなくとも
あるそれも手妨の家名を危ふき所あれバ後までも
長く久なる事となく三十歳も超て家族も棄てへ不
自ら愛情の薄し人の生涯を傷ることを為ん為
縁付けさせるのよしと言ハれしとなる行人
の用心とも謂べし又その後も今より三代前の家
由は守も点守頼勤めし人なる中年より大
病発して後継宗も無く平常書仕なさる妾

を長尾に送り公方関係のことを長尾に行き府
ちらと同じ如く弾正も同じことを
断こあるべきすべて一生を送るべしとて
如何もあるべきやうなく且その為の提出するべく
き一種の飯米を与へ申さんや断りきまで
饗餐なる拵るハまのあるべき見き仕合なる
勧めるべく人ハ公方に優るべき所ハ仕るの能もあり
べきやうなり 全上

○林 衡

或人林子の名の衡と云ふを多比良と書せしこと
もあるハ何のゆへなるやと問ふ林子答へ本邦の音仮

を通して読むべきやうを答へ同国にそのゆへを問へ公紙に
文雄ハ本名発船にて仕官の時を得るあり
歩雄と書けり高田忠彦と田邊亮と一人此数
多しとその仮名世人ここの音風を用ゐるべ
きに国と読するのみと云ふ又林子拝師氏の印を
押すことを問ふ和名鈔加賀国石川郡に有
師とあるを波也之と注す林氏生国加賀なるハもと
平氏なるべきやうなれ井沼の氏まで
世俗和名抄にハ高本と云ふ本ハ高本と云ふ
ハ高本なるべきやうなれ
ひとしくと云へり 甲斐叢記

○死骸の馬庫作候

甲子秋伝の若者三人金着用のときお袋の一候書
浮瑠璃をなみ自分もかとそうもの者はしも名
そも何者共と称して屋こかをうあるときけるこの頃
方縄とう捕屋を借り浮瑠璃の台を為そうこの
時その庫前の何大夫殿とこの三ふ立れるどしも作
しければ人もなくまう妻子に捕前の者の何者の
まう何大夫とあるり何の大夫の少及ひすまへ人を見
へとうこと言て下るあるべし相種この悪ひすまうこと行
行の人も少為と云ひ見めけれんば捕と罵ることの
双方喧嘩して争闘と及けるこのかの者捕大夫の

上ゆうの大夫は何者と云まうるこの人を引
出して打擲せしが為ものや中りけん思ひなれも死ま
及ぶ是も是の人大夫を除動し思ひ過ぎ
う出まきれるはあるこの行きこの知れさうしう出
かた牢部のつまうこのうう先はどん何人う方縄
の捕屋浮瑠璃の台を作ることもあるこの牢部へ
ひに河の上一人を打擲とこの思ひすれ和し在部
うう能こ為ばこの所部の御用捕とうう
御うう人とうこうこうこうこう人作り方もこん年
北六ヶ牢部を何ともう作方へと言
ちうう言ふ者ふ牢部すても古述惑し夫は何者の

中々之人左様のことハなしと云ふも尤の事
敷を弱者を強者を大事之事也所の少くとも怪
り遂之人まさる沙る強者を無へ弱者の言を歩也
一云と云こんハ伝と謂ふ云事を捕ることまた
上ゝまたのゝ之伝敵をたくさん取し云の事
芸ハ云之及へさんども強者と云へハ新まの事なること
なり

○白魚

白魚ハ鮮をまけハ生ることあり中異芸州光岡へ者
物の川之隅田川の白魚を乾して百文也沖中に埋豆
みけんハ四里ハ白魚生ハ今ハ生捕ることなく
隅田産の大サ五寸ばかりとあり中異四六の事
を見て之博物志を引て呉王江行食魚脳葉殘
於水化為魚名脳殘即今銀魚とこれ邦の
白魚なり精細の状をよく見たてれなり隅
田川の魚いうも銀魚どこのくし甲子夜話

○ちくのゝのさくら

甲子夜話の曰く今浅草寺の
社なり人獻唐の御の姓なりしの家代の時年
あと十七なり大添る臨まもなく久永生ハ殉死
べき志の者と思ひなん仏も生を死せしもの
と御左右御遺屬なりしと拝て御大欽の

詫りし曰御意に違ひて切腹せんと肌ぬぎし脱せと
人々見付押止め御遺命の旨を演説しければ父やう
〳〵默止して家の物々けるその父これを守りき然て
不思議なる荒荒乱と云て對面もなさざりしとかや
御遺命は背くまじとて許さざりしかば亡ん方なく自
ら鋤鍬をとり三年ばかりを経て父家親を請て是非及
茶を乞ひやと宗の茶をもらひて所へ給りし縁なる
あれば今さらに對面すべしとて呼寄せける是也てこ
伏するをとて三年の間も切らず指すて賭す深
浴するとも天の下を仰がざりしかば
嘗経の後竟…部…形容なりき生的

こ父何事も云はず馬を請へしとて馬弓せさせ
ば案内をも請はず取次にのひ三年ばかり
たる氣色もなかりけれは父荒馬として怒れ怪
御用立べきこととも許すましと云て父母の恩
忘るまじくなりしとや

○天台山三隠（寒山拾得）

豊干禅師唐貞観初居天台国清寺、剪髪齊眉、衣布裘、人或問仏理、止答随時二字、嘗唱道歌、乗虎出入、衆僧驚異、罕無誰詫、有寒山子拾得者、亦不知其氏族、時謂風狂子、獨与師相親、寒山居止唐興縣西七十里寒巖、以是得名、拾得因師至赤

城、道則聞兒啼聲、問之云、孤棄于此、乃名於僧、
指乃至寺什庫院、後庫僧靈燭令知食堂香燈、
登座与佛像對盤而餐、復於聖僧前、呼曰小
果、燭告尊宿等、易令廚內滌器、常日齋
軍、澄澈殘食茅澤、以筒盛之、寒來即頁
之云、寒宮貌枯悴布襦、零落以樺皮為冠、或
大木段、時至寺或廊下徐行、或廚內執斧、或
混處童牧、或時叫噪、望空慢罵云、咄哉、
三界輪回云云、閻立亂之記云云、亂頂受丹丘法、
恰逢之日、乃禁頭痛、遂召日者、治轉重
乃遇一禪師、名豐干、言從天台國清寺來特此

相訪、乃余赦疾、師乃舒容而笑曰、身居四大、病從
幻生、若非陰之、應須淨名、時乃持淨水上師、
乃嚥之、須臾祛除、乃謂亂曰、台州海鳴嵐毒、
到日必須保護、亂乃問曰、未審彼地寺有何賢
堪為師仰、師曰見之不識、識之不見、若非見之、
不得取相、乃可見之、寒山文殊、遊歷國清、拾
得普賢、狀如貧子、又似風狂、或去或來、在國清
寺庫院、走使廚中、著火言訖辭去、亂乃追金、
至任台州、不忘其事、到任三日後、親往寺院、問
禪宿、果合師言、乃令勘處興縣、有寒山拾得也
否、時縣中祈、去縣四七十里內、有一叢、叢中

自古老、見有貧士、頻往國清寺、止宿寺庫中、有一行者、名曰拾得、亂乃特往禮拜、到國清寺、乃問寺衆、北寺先有豐干禪師院在何處、並拾得寒山子見在何處、時僧道翹答曰、豐干禪師院在經藏後、即今無人住、拾得、每有一虎、時來此吼、寒山拾得二人見在廚中、僧引亂至豐干禪師院、乃開房唯見虎迹、乃問僧、寶德道翹禪師在日有何行業、僧曰、豐干在日唯收畜米供養、夜乃唱歌自樂、遂至廚中、竈前見二人向火大笑、亂便禮拜、二人連声喝亂、自相把手、呵々大笑、叫喚乃去、豐干饒舌々、隋院不識禮、我何為

僧徒奔集、亦相驚訝、何故尊宦禮二貧士、時二人乃把手走出寺、乃令亂之急走而去、即帰寒巖、亂乃重問僧曰、北二人肯止此寺否、乃令貧房與帰寺安置、亂乃帰郡、遂製浄衣二對香爐等、特送供養、時天更不返寺、使乃就巖辺上、而見寒山子、乃高聲喝曰、賊々、退入巖穴、乃云報世諸人、各々努力、入穴而去、其穴自合、莫可追之、其拾得迹沈無所

○容易の文

秋月法師、寒山の事を弱々云

所求事情、乃至、和僧家例多風

流杯中內每高飲酒於蘭亭之事如
[illegible]之臣爾文、發[illegible]め爲[illegible]事[illegible]心、
也[illegible]之一吟、

三月[illegible]

秋月[illegible]光[illegible]

○盜跖冢

高堂縣南有斜里城、舊傳、斜里聘燕停於此矣、城傍有盜跖冢、冢極高大、賊盜寄私祈爲齊大保初、土技縣令丁永興、有斬賊刼其部內興乃盜令人冢傍伺之、果有祈祀者、乃執詣縣案之、自後祀者頗絶、皇覽云、盜跖冢在河東、

按盜跖死於東陵、北地古名東平陵、疑此近之（酉陽雜俎）

○水中見屈原

相傳、玄宗嘗令左右、提優人黃翻綽入池水中復出、翻綽曰、向見屈原笑臣、爾遇聖明、何爲至此、據朝野僉載、散樂高崔嵬善美凝大、帝令沒首水底、少頃出而大笑、上問之云、臣見屈原謂臣云、我過楚懷無道、汝何事亦來耶、帝不覺驚起賜物百段、又北齊書、顯祖無道、內外各懷怒毒、嘗有典御丞李集、面諫、忤帝甚、於桀紂、帝令傳致水中、沉沒久之、後人引出、謂曰、我何如桀紂、集曰、向來你不及矣、如此

数四、集對如初、帝大笑曰、天下有如此癡漢、方知龍逢比干、非是佞物、遂解放之、蓋事本起於此 酉陽雜俎

○貴女を惑すまゝの建惑

金門吏陸楊江東人、語多差誤、輕傷者多加詬以為劇語、余為兒時、常聽人說陸楊初娶臺溪女、每旦辰時捧匜以銀奩盛藻豆、陸不識、輒沃水服之、其友生問、君為貴門女婿幾多樂事、陸云、貴門禮法甚有苦者、日俾余食辣麪、殆不可過、近說世說新書云、王敦初尚公主、如厠見漆箱盛乾棗米以塞鼻、王謂厠上下果食至盡、既出、蜂蠆金漆盤、貯水琉璃椀、迫藻豆、因倒著水中、既飲之、羣蜂莫不掩口 口上

○棋人を殺す

俗說沙門杯渡入梁武帝宮、方與棋、呼殺劇者、談聽殺之、浮休子云、梁有檀頭師、高行神異、武帝敬之、常令中使召至陛、奏檀頭師至、帝方棋、欲殺子一段、應声曰、然、中使人遽出斬之、帝棋罷、余師入、中使曰、向者陛下令殺已法之矣、師臨死云、我乞不死、前生為沙彌、誤鋤殺一蚓、帝時為蚓、今此報也 口上

○妬婦津

臨清有妬婦津、相傳言、晉大始中、劉伯玉妻段氏字昭光、性妬忌、伯玉嘗於妻前誦洛神賦、段其妻曰、娶婦得如此妻足恨矣、昭光曰、君何得以水神美而欲輕我、妻死何然不為水神、其夜乃自沈而死、死後七日、託夢語伯玉曰、君本顧神、妾今得為神也、伯玉寤而覺之、遂終身不復渡水、有婦人渡此津者、皆壞衣枉糅、然後敢濟、不爾風波暴發、酬如無飾而渡、其神立不妬也、婦人渡河無風浪者、以為已酬、不渡水神怒、酬婦諱之、無不皆自毀形容、以塞嗤笑也、故齊人語曰、非未好妝、立在津口、婦立水傍、好酬自彰

○北海逸事

江村君錫北海著日本詩選、人々爭求見、收湖人逮達夫其故人也、君錫乃寄書徵詩、達夫附詩稿數卷曰、毋以故舊為也、子誠封寄此稿曰、無一可收笑則吾知子之愛之為愛也、君錫為余語之、稱其言不凡、達夫名孝銳、稱小龜、寬吾日野候医

北海作詩文、最長、篇大作、未嘗立稿、腹稿不就、則不下筆、混池一社人無巧拙、皆倣之、新春水在津紀事

○春水書名

有鴻池菟道者、以風流知名、嘗傾家產、更新

開酒肆其酒本係伊丹釀名曰山井菟道更名男山
用其故里名云男山大售釀主遂新運諸江戶海運
之酒每樽以藁席包之烙印名號於包上菟道
請諸善書者十餘家余一日過鳴門〻使余書
男山二字余始不知何由卒然應之菟道寄諸釀
主使其擇而用之猶取余所書為印後男山大售
於江戶矣菟道因鳴門饋食一苞桶為潤筆
余東諸友取數十日醉諸酤戶傳聞之以余書
為吉兆來乞者接踵余盡辭之 日上

○蝙蝠出村飛

余舊与竹山履軒過京過飲中村兩峯 中井氏門下生

有一塾生侍酒膳履軒出令唐詩云田禽出麦飛
又驚蟬出樹飛請做之以出飛為令主客競發
余出余一新流麻奇峭無所不有最後余戲
云僕有一句句迅諸尺絶倒塾生注酒滿盃余
云蝙蝠出村飛滿吐哄堂塾生憮然徐云吐〻
屬人主客益驚塾生履軒為余指塾生曰渠猶
人也嘗寓余家有客夫張兩袖向視因目称蝙蝠
先生詠之故云余始知有觸叩頭謝主客益興
莫引滿不已 公上

○春五不表應峯画

田山應峯畫名一代有人自京師来者多齎贈

余大有德色余不甚喜得輒與人今不留一張 全上

○柴栗山軼事

栗山柴先生中恩爰容容衆風流好事而談笑間事涉節義者詞激烈如風雨余嘗奉余講經于昌平學先生時來視學余適說小學程子人怕寒餓死一節後過其宅先生曰疇昔講說沈着痛快使人疎聽往時京儒某若諸葛孔明非王佐郭人間世余否曰其人受某法主倖未孔明吳汗下光不食浮屠之食欲議孔明不食其倖而後可又一日戲語客謂使我得志清國可取也劉國皆讀書人而北面胡虜豈其本志余航海次論諸聖賢哲爾既有不戮力者率以驅腥羶如振枯拉朽耳豈不大快二洲龍詰自言曰先生少安無乃被髮纓冠於鄉鄰乎一座哄然朝鮮聘禮下議昌平學先生執一事屬言林祭酒曰此議所關非小先生且低聲先生曰奚妨我勢最大不至聞於朝鮮也衆皆大笑余嘗問其著書曰無一片紙蓋著書謂益於人也如僕迂腐之儒為不急之著人或閱之是損人心目也故僕不著書乃所以益於人耳謂之有著書亦可也先生崔德並言候伯爭忠請後進班布衣靈任侍讀列相母有大議詢謀亦不少云 春水師友錄

○之九郎の打扮

東都の中村仲蔵（後に秀鶴と改名）八老髭山一流の三番叟を始めし人なり一時江戸の諸家人の饗宴あい蛇の目傘の破れしをうばわりとりしを見しなり石田四郎つき忠臣蔵の富人の方おくみ頭巾をせしを羽二重の役附の申尉須藤なりし見物一統感心し家傘の破れたるを差して出でたりとも此搭とは生まれなり雲錦随筆

○由良之助の役

一説に木偶つかい吉田文三郎由良之助の役所を二巴とす巴は文三の上役なりと云ふ非也一友人往年

義の物語りに歴々しき博士の人氏大石氏の両の人二巴を見て云ふ人を知らざるとぞ又播州赤穂の人物語りあり七人あり大石氏の本家なり皆二巴といへり尤も先年赤穂寺門の墓所に建立の石碑に大石氏の及び右衛門の方に於て右平四郎忠延蓍の碑に右衛門の方に大石の内官三家名七人なり各二巴也又石東氏大石の内官なり主税誕生の御寿礼を賀し奉りし役所の二巴なり右衛門方の役所は御書院を右衛門方の役所なり

さんぬるころ元禄の時分あるいは原来文三郎も二巴の役なりあるいは又り知れがたしして文三郎謀つて大石の役を我役の奪いしやいなるべうず 全上

○伊勢後鑑の誤

一年伊勢国を巡歴せしが阿拜郡上野城に彼
滞在三年木の下城の後鑑を
を逐ひたりしを誤まる
後ち少佐こと命の郡城
西の入口に弟二街月馬芳岩
町鍵屋の辻といふる所則ち
開今の地なりしなり
西に入こみたる行あるの街を鍵屋といふ
西南角の芳芳麹店にて和編の後鑑の
あらさまを綴りたる板牌を掲げたり　今上

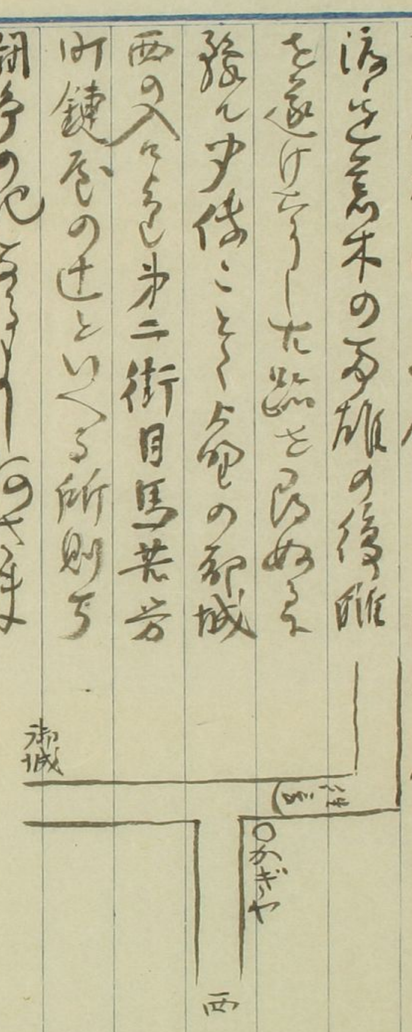


○滑稽上奏

東方朔は齊人なり武帝に上書して自賛して曰く

臣朔年二十二、長九尺三寸、目若懸珠、歯若編貝、勇若孟賁、捷若慶忌、廉若鮑叔、信若尾生、若此可以為天子大臣矣、臣朔昧死再拜以聞

と是れ滑稽的性行の人なりと雖も而して其滑稽的なる蓋深刻の世を憂して身を保つの一方便と為せしなり似たり其の言と似たり陸沈して世を生涯つる避く宮殿の中以て世を

四方

を全くすくし何ぞ死すしも深山の中岩窟の下又
なんやと歌ふの如きもしかるを見るに此
れも其七諫諸篇の第の如きハ低回怨嗟有り其
の業力をもつて造るものなるべし第の本色其
れ或ハ此の夜叉歟天禄中封東方朔為智謀候
と記念う見へたり

○王莽時

圖経謂是曰謂王莽時、言晝前薄於陰也、
以日氣已没夜氣未前故也、見羅山随筆

○鬼門

海外経云東海中有山焉名曰度索、上有大桃樹、
屈蟠三千里、東北有門名鬼門、萬鬼所聚也、
天帝使神人守之、一名樹門、又神異経云東北方
有鬼星石室、屋三百戸而其所石傍題曰鬼門、
門晝日不閉、至暮則有人候、有火青色、今按鬼
門名始此、又隋書蕭吉傳有迴風從艮地鬼
門来之語日上

○日本外史の原稿

山陽著日本外史の原稿十三冊の後十四冊三百何の条
家生長十十郎氏の所藏なりと元と山陽の門人関森
義浩氏の所初なりしが故ありて現所藏者の方へ
收しなりと氏は此原稿を山陽の外史摘草の内

之作りたる七絶の末切一幅（世人云ふ苦血痕、紙背に
序摸擬事紀伝、保元寫徽慶長尾、自筆華洲之
生瑞雲）を所持す。此の原稿を見るに半一卷平
氏の基のあきらに朱或は墨書をいて紙面に充たる所
多き所に添削改竄を加へたる半二冊氏の生を以下
りて普書の所はあけんも狂乱多く夫
を主卷を以て往い生活制の所徳川
氏の修をもたれ今に添削を加へ而して其
朱書の字句の流布せる刊本の文言と同一なる
を見れば此原稿の此に山鳥の屢改竄し為
稿の部位のまるまる一二の例を

とり上げ
外史卷二字治川先陣之條

（前異）頼朝有二駿馬二（馬二）曰池月曰磨墨梶原景時子景季自申（景時有寵其子）（年廿勇）
（匪）（錢於異請）匪母馬願得池月以先登頼朝曰乞爲吾多吾不些也（多）（與）
顧範頼等不能克（戦）吾且親往此去乘也乃賜磨墨
景季則与諸將士皆茂明日佐々木高綱夫謁頼朝曰（自近江）（向之）

聞女在近江盍直從軍入京乎（高信）對曰從軍朝死欲決於晨旦奉（不敢期生）（見忠朝）
指揮（也）馳三日乃達臣唯一馬罷不可用故後期在北白女能先登（頼朝喜因問之曰）（沒我）
於河乎曰能臣居河上識其淺深（也）於是遂去池月賜之高（於宇治）
倜拜舞而去（感喜謝曰）頼朝曰範頼景季乞爲而不與女記之（呼召戒之）（等）
對曰諾若聞高倜未戰而死則不能先登也聞未死
而戰則先登者高倜也乃出拳鞭而畫（中畫）景季（舞而出）
呼曰四郎久潤彼馬（馬）公所賜乎高倜咤曰否五病無馬欲借（悲）（我）
於厩而聞磨墨已賜子池月不得余子且死況高倜乎（借之）（與）（於）（然）
若車方急不遑顧慮遂漆厩人竊之後有責問子幸
赦之景季色解曰悔我不竊（解）（笑）
全上義仲戰死の條
（尚）義仲之至三條磧（河）（橋）原東兵爭踊之（憂）義仲且戰且走殲兵十三騎

董忠復追之夾河射戰遂濟其一騎閒騎太康問之曰董平
妹義仲妻名巴董忠曰遇女而敗則可恥也然聞其愛妾我則
生得爲注目薄之義仲逃歸董忠終攫巴甲袖巴策馬馬躍
袖絕董忠乃逃義仲以七騎走葭萌既破勢多而入嘉江力
入內田家去先進巴與之搏斬其首以視義仲曰家吉美雪
乃授首女子去日亦終死何人手也臨死從妾人謂我何我

手女別巴巴告曰從君而死妾素願也曰自去出信還不復見
親故女悖詐我狀巴從死為巴泣辭而去義仲之至栗津遇
董平曰義弘戰死臣乃需君獨逃義仲曰安共宜死于京
欲與故一見故至此身創力竭可以自殺董平曰君努力全
身方今賴朝在東平氏在西將軍益之保北國以圖三
分臣請留爲乃拊旗北軍潰者稍稍來聚得數百騎

義仲進衝甲斐源氏及武蔵下総諸軍貫而過有三十餘騎
範頼以七千騎圍之義仲奮戰盡亡其騎猶有兼平獨消
之曰吾体疲覚鎧重兼平曰鎧何加重君豈衆而怯乎
兼平存焉猶直千騎也因指一丘樹曰君赴彼徐
自為計匡請拒于此義仲曰与汝俱死兼平旅之義仲乃
往田赴五馬陷于淖顧視兼平箭中額死時年三十一

右史実記(三十年十月十日の条)八幡宮十寺発願寺色物
同施行十寺一条の一條も例書なり

## ○笑話一双

甲斐の国に曰祖先君なる夫人の伝聞ありと申す夫人の
懐妊して前太平記を読ませ中程君の鬼の腕を切て納
戸へ入しを見の為めと表代りて尊所へ入りたりあ
る

犬

一しゅうばかりのあつきとそこへはあをけやぐりけり

と書きたるを一杯かうの小豆とそこへ頼を嵌ゆり
切りけると後ひ人々大笑ひしとそこへ又北条氏忠
人の語りしは伊の方のことなりやなけん

古宋のとうるめ　鱈　魚　のべのにほひ　白
とりあつめを咽ぶるる糟味噌の底の奥かうこ　唱いとる
ゑ、ゑ又咲めぐ

○雲泉巻　事二則

雲泉在越後地、与顔士往来、然人無知其画者、會木芙蓉来、名噪一時、縑素雍積、雲泉一日訪之、蓉合知子之在此乎、安来此粥抜、魯班門前不可弄斧、又謂乞其画者曰、雲泉在為、高手也、不就乞其画、而反乞表画乎、遂去之他、由此人皆始知雲泉之画可貴也

雲泉之在越後也、大窪詩佛亦来、以事未没、亦

二人乞其詩画、雲泉作山水一幅、點綴將畢、詩佛輒奪以去、雲泉惋惜、卷其画只子一時行意象也、然恐未足永傳、而余画將傳千載、幸勿去流、詩佛聽而止、其自重如此　桂園画伝

○観音大士像

観音大士像、多作婦人、然未詳所出、然其所由来頗古、三才図会云、観音大士、絶不聞有婦人称、考法苑珠林宣験真祥筆記、観音顕迹、下朝至衆、其相或菩薩、或門、或道流、絶無一作婦人者、婦人之説、皆起於宋人、而元僧遂以為妙莊王女、可笑也、睿南云、妙莊王之説、誠誕、然謂

女相起於宋元則不然、如什元楚靈山東林記、有花冠百寶、展容動揺之説、僧皎然觀音贊、有意為雨今惠為風、濯芳襟兮謝軽佩之句、此豈外婦人服相、今吳道子畫像、刻石滁州、垂瓔帶劍、全非沙門菩薩之狀、則知婦人之説非起於宋元也、鐵槎山房見沙録云、普門品有現女子身説法之語、後人所會其辭、遂謂觀音轉世、為妙莊王公主、以童女身而得道、南宋雜事詩注、引曲洧舊聞云、蔣穎叔用香山僧懷畫之請、取唐律師弟子義青所書大悲之事三、國莊王不知何國王、有三女幼者多病、善施手眼救父、此与楞嚴經及大悲

觀音菩薩相失、華嚴云、善度城居士難陀瞿羅、頌大悲為猛勇丈夫、今香山乃大悲成道之地、謂是生王宮、以女子身顯化、考古德翻經所傳者、絶不相合、不知叔穎何意而粉飾之、以猛勇大夫易為女子也 日上

## ○洋畫 凹 凸 凹

洋畫本陀羅尼、多人所創作、在洋暦紀元前數千年、其流入西土則在唐時、楊升菴曰、尉遲乙僧善繪凹凸花、又張僧繇畫於一乘寺、遠望眼暈如凹凸、近視即平、似今之洋畫、周櫟園又曰、宋湯君載云、高麗國畫觀音像甚工、其原

出於庚尉遲乙僧筆意、按尉遲乙僧外國人、作佛像甚佳、用色沉着、堆起縑素、今西洋蠟絹畫是尉遲遺意、是也 日上

○育人の艶句

俳書に育人の艶句を載せあるも賢者の侍を能
とのべたると雲で思ひまうすく

能因や鶴ゝ花藤ゝ法師人　江一

行あたる雲もさそふの月　作者不知

川ゝ心おはくの山さくら　祇園

数ん心ゝを我もかゝん花の雪　一桂

又今ゝ春ゝ杉山検校の歌ゝ思ゝ国ゝ杉山ゝ

元禄中の人ゝ

見ゝさを次ゝ年月の

心をつもゝ白髪の雪

甲子夜話巻ゝ

○雑事秘辛

漢の新事中、呉姻視私之一段、本集前巻に詳文を載す、今茲本に就て文を左に抄録す

（前略）姻以詔書如意梵瑩燕、屏斥接侍、閉中閤天、時日晷薄辰、穿照廣牖、光送著壁面上如朝霞、和雪艷射不能正視目波澄鮮眉嫵連卷、朱口皓歯、耳懸鼻、輔靨頷、位置均適、姻最尋脱

瑩步搖中髻度髮、如點漆可鑒、因手八盤墜地
加半握、已後私小往來瑩面發賴抵掬、灼告瑩曰、官
家重禮、借見朽落、後此往來、寸加鞠翟耳、瑩注
教行下、閉目轉面內向、灼為手後、捧著日光、芳氣
噴襲、肌理膩潔、拊不留手、視前方後、築脂刻
玉、胸乳嫩發、臍容半寸許、珠私處擠起為處
兩股、陰溝渥開、火齊吐、此寸禮謹嚴處也
云云

楊慎の跋に云

漢雜事一卷、得於安寧州土知州董氏、前有義烏
王子充印、蓋子充使雲南時錄中書也、然御覽諸

餘

書、亦有漢雜事、而略不見收、此特載漢桓帝懿獻
梁皇后被廢及六禮冊立事、而吳姁入后燕處審視
一段、最為奇艷、但太纖褻耳、不謂冀威赫震人、
猶得讀這此、卷首有秘書二字、不可解、要是卷
帙甲乙名目……成都楊慎

○陸淡中、禪味者

續齊諧記云、許長於海安山、行遇一書生、年二十
餘、卧路側云、足痛求寄鵝籠中、長戲言許之、
書生便入籠中、籠亦不廣、書生與双鵝並坐、負
之不覺重、至一樹下、書生乃出籠、謂長曰、欲薄
設膳、長曰甚善、乃於口中、吐二銅盤、中海陸珍

羞、方丈盛前、酒数行、謂彦曰、向將一婦人相随、今欲召之、彦曰甚善、遂吐一女子、年十五六、容貌絶倫、接膝而坐、俄書生醉臥、女謂彦曰、向寡一男子同来、姑暫呼、願君勿言、又吐一男子、年二十餘、明恪可愛、與彦叙寒温、揮觴共飲、書生似未覺、女復吐錦行障、障畫生、久而書生始覺、女吞男子、猶對彦坐、書生復起、謂彦曰、暫眠遂久留君、日已晚矣、請與君別、後吞此女及諸銅盤、悉納腹中、大鉢盛無、彦曰、無以報意、与君去後也、釋氏解之、喻往云、昔梵志作術、吐出一壺、中有男子、後與梵志少息、女復作術、吐出一壺、中有男子、後與共臥、梵志覺、梵志覺、次第吞之、柱杖而立、余以美均於言、況此事、併其說、以為至妙也 西陽新廻

○伊能忠敬測地之事

甲子物語云、己巳文化二年の春、四々測量の命下りしとき、西國の者、書を奉じ、四の所々も同じ、うべし、多年笑ひ、浮てこゝうそ、

以迴状致啓上候、然者先刻於御勘定所御渡、

こゝ於成先御書付、二通、お迴、ゆき、尾、所、

早々御順達被下、御受りこ、御方按、尾、御迄、

却可被下、以上

二月廿日　中川修理大夫内　大竹傳右衛門

松浦壹岐守様　加藤遠江守様
京極能登守様　伊東修理亮様
稲葉美濃守様　黒田甲斐守様
大村上総介様　鍋島信濃守様
秋月山城守様　木下右衛門様
有吉志摩守様　毛利美濃守様
本多弾正様

申渡

天文方ヶ様作方手附　伊能勘解由
作方手つ下　高橋美四



門下役　二人
門内弟子　四人

右者此度測量為御用東海道中四筋四人ハ
壹岐殿領島原城下ヨリ対馬江渡海之
御帝道服者の通四人ハ対馬江渡海之
筋ハ可成丈ケ
一右之儀領并時々之浦々ニ而右所ヶ領主
船を出し申度旨ハ対馬ヶ様ヶ様ヶ様ヶ様測量道具
為手入、出船いたし申儀ハ
支度ハ我々ヶ様ヶ様ヶ様
一四人之者江領所之御用状ハ出し申儀

之者ニ領之候ニ付、且江戸表ニ出張ニ付、
之御用状ニ付、山吉ニ
之一条ニ付、
上被仰出之儀ニ付、

右ニ付、
後

五月

西国測量御用伊能勘解由殿
江戸出張ニ付高輪ニ測量所ヲ建て

遠州ニ而ハ浜名湖ヲ切開ク事ハ
之儀、越中ニ而ハ
ヲ経ル事ハ
和泉国ニ
天満川ニ
京都ニ
夫ニ
入り込ニ
五百石ニ
三百石ニ
り表狭四十間ニ

お事ヶ似ヲ国情ヲ以ヲ各国考ヘ出ル土雲湖ヲ西ヲ
お事ヲ夫ヲ以ヲ隠岐国ヲ経ヲ全国お廻ヲ又出雲国ヘ
戻ヲ夫ヲ以ヲ石見長ヲ北海ヲ西ヲ来間ヘお廻し度
存お義ヲ備後備中備前播磨都ヲ西海ヲ西ヲ
ヲ高ヘ共測量いたし夫ヲ播州ヲ源ヲ出淀
路国ヘ渡ヲ全国お廻ヲ測量いたし阿波国ヘ渡
徳島ヘ向い南海ヲ西ヲ土佐伊豫ヘ渡り四国お廻
ヲ高ヘ共ヲ夫ヲ以ヲ豊後ヲ日向ヲ大隅
国ヘ渡ヲ薩摩ヲ経ひ鹿児島ヘ向い南
西ヲ以ヲ肥後国ヲ高ヘ共ヲ測量ヲ不残肥前
肥前国海ヲ経ひ天草長崎ヘ向い西海ヲ五

島新ヲ高ヘ共ヲ測量ヲ西ヲ四国ヲ廻ヲ
豊後国ヘお渡ヲ全国お廻ヲ夫ヲ以ヲ最寄国ヘお
渡ヲ全国新ヲ高ヘ共ヲ測量ヲ又豊後国ヘ三度
り肥前国ヘお渡ヲ海ヲ経ひ前出ヲ新潟ヲ
海ヲ西ヲ測量お廻伊豫国ヘお渡ヲ北
海西ヲ国新ヲ高ヘ共ヲ測量ヲ渡ヲ阿
波国ヘ三度ヲ渡ヲ海ヲ西ヲ不残測量ヲ
南海道国ヘ渡ヲ術道ヲ播州ヲ高ヘ
ヘ渡ヲ大阪ヲ向い夫ヲ以ヲ出ヲ京ヲ
い瀬戸ヲ西ヲ出ヲ東ヲ心ヲ向ヲ一年ヲ本ヲ渡ヲ
山道ヲ武州板橋ヲ東ヲ測量いたし江戸着一年

八幡津根[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五月

○[illegible]

宋韓持四、涼堂深七尺、毎盛夏、猶以為不可居常
頼士適自郊居来、因問郊居涼乎、曰涼、持四読其
故、曰野人無深簷大廈、且起不畏車馬塵埃之役

胸中無他念、露形挾扇、視水陰東搖則従東、西搖
則従西耳、詩未畢、持四亟止之曰、汝勿言、吾心亦涼
矣、 洒隠書話

○大石良雄の印

大石良雄の長男、成主税と称する人、後に退隠
の後元服を加へうけたまはり、初の松を延と云ふ
書簡法度の後父を亡ふ事の山科の西山を傳たの日
生涯を荷ふ、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]雪の魚の印

長沼蓋雪名は魚安は氷斧定の藩士なり居宅の
門人なりて毎年春秋両度師匠の宅に参り画
法を学ぶ師匠の宅に参る毎に必ず魚
安の方へ立寄り酒を飲みて帰りしが魚
安の方にて一名とかくらんて酒を飲すいとくらす
世の形状を蓋雪は是を描みて帰り自宅にて
と画へども動かすていうんともすくきりとそのの
まく京の絵を写し居るを見て初めこうして動く
後に及ぶ此かの魚は何とか知らぬ知る人
の知れ魚の自在を知れよりこぶ形のりけん公望
日光の方を居宅と流れんーと居宅うを直ちに面を
き流れる我う書一も又めくのめくの師匠に従ひ名家

こと年あり生田銀蔵の作行つを深く動の面を
見のめくの今は画の自用を得ると思ひ各
このところ得あるべきと思ひ蓋雪生意をさとりて
とを模写縮写の工をつく法式冊書設もの二
大紙鉢して仮を写風景を描きこころ怠ず
遊ぶ名人なり地獄をんて水の内に魚の宮の印
を用ひ名ともしとう名家画伯

○正面枝墨本墨本廣家と如き
我邦墨本正面枝い廣家を心者世初の化を
ふ人なりし御屋敷廣家先生の方人
地面先生廣家の墨本を世に流い廣家二生

して御手跡をしたゝめ其家長に朱文公
大字真蹟あるしを双鉤して正面に書を作る云
を如法正面摺の如きは先生自版の版なる云
北方有文字印板而無正面打碑法慎少壮輩
与紀藩儒臣筆洲玄輔採法諸書粗合要訣
嗣後数易年所多費精煤幾得与漢四字
為神品者乾方幣似爲今用其法打成数帖云

名家乱書
西法

以下全て

白　紙